

不法投棄

○廃棄物の不法投棄防止及び環境美化に関すること

空き缶などのポイ捨て、家庭ごみ、粗大ごみの不法投棄は依然として後を絶ちません。不法投棄ごみは多治見警察署と連携して調査を行い、原因者を特定して撤去を求めています。見つからない場合はやむを得ず市が回収しています。

これら不法投棄に対処するため、「不法投棄監視員」の制度を設け監視活動を実施しています。投棄が多い箇所には、看板・柵等を設置し不法投棄防止に努めています。また、環境美化のため職員による投棄物の回収を行っています。

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理対策については、岐阜県東濃県事務所環境課、多治見警察署と連携しパトロール活動等を行っています。

・不法投棄監視員について（令和7年1月現在）

土岐津町	7人	曾木町	3人	合計 38人
下石町	4人	駄知町	6人	
妻木町	3人	肥田町	5人	
鶴里町	3人	泉町	7人	

・不法投棄監視員の職務

- ① 不法投棄防止の監視活動
- ② 不法投棄に関する市への通報・報告
- ③ 不法投棄を行った者、行おうとしている者への指導等

○家電4品目不法投棄に関すること

平成13年4月から施行された「家電リサイクル法」では家電4品目（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）を廃棄する場合、これらを適切に処理することが求められています。平成21年4月から更に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されました。しかし、法施行以後、適正に処理せず不法投棄されることがしばしばあり問題となっております。不法投棄監視員による監視活動や職員によるパトロール等によりこういった投棄に対して取り組んでいます。

・市が収集処理した不法投棄家電

（単位：台）

品目 年度	テレビ	冷蔵庫	エアコン	洗濯機	合 計
H27	41	8	2	2	53
H28	22	13	2	3	40
H29	18	4	0	6	28
H30	30	13	2	4	49
R1	22	6	1	1	30
R2	34	4	1	3	42
R3	9	5	1	4	19
R4	8	0	0	3	11
R5	17	3	0	2	22